

第3章

都市づくりの目標

1. 都市づくりの方向性

○八女の都市づくりの方向性は、現在抱えている課題を踏まえ、次のように定めます。

都市づくりの方向性

- 広大な市域の中で一定の人口集積がある拠点が中心となって連携し、活力を維持します
- 八女の伝統を継承しながら守り、地域特性に応じた役割が果たせる都市づくりを行います
- 近隣の自治体と連携する上で求められる都市機能を検討します
- 近年増加する大規模な自然災害に対応した安全な都市づくりを行います
- 水や緑など豊かな自然を生かした都市づくりを行います

2. 都市づくりの基本理念

○都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの基本理念は、アンケート調査結果や関連計画および都市づくりの方向性を踏まえ、次のように定めます。

都市づくりの基本理念

「歴史や自然の中で、夢や希望を持って共に支えあう、誰もが心豊かに持続的に暮らせるまるごと生活文化故郷(とし)」

都市づくりの基本理念	
<p>【これまでの都市づくり】 (八女市都市計画マスターplan H22)</p> <p>■都市づくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八女の伝統（産業、工業、歴史、自然など）を守る ・水や緑を生かす ・市民がいきいきと暮らす <p>■都市の理念 「命を結(つむ)ぎ 共にささえる 新しい生活文化発信故郷(とし)」</p>	<p>【これからの中の都市づくり】</p> <p>■都市づくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な市域の中で一定の人口集積がある拠点が中心となって連携し、活力を維持します ・八女の伝統を継承しながら守り、地域特性に応じた役割が果たせる都市づくりを行います ・近隣の自治体と連携する上で求められる都市機能を準備します ・近年増加する大規模な自然災害に対応した安全な都市づくりを行います ・水や緑など豊かな自然を生かした都市づくりを行います <p>■都市の理念 「歴史や自然の中で、夢や希望を持って共に支えあう、誰もが心豊かに持続的に暮らせるまるごと生活文化故郷(とし)」</p>
<p>命を結(つむ)ぎ 風光明媚な自然、豊かな田園、清らかな水、いにしえからの史跡、これらに育まれた伝統工芸・芸能・文化などは貴重な地域資源であり、八女の宝（命）です。これらの地域資源を改めて見つめなおすとともに、それらを大事に（継承、再生）しながら、からの八女の市の発展に積極的に生かす都市づくりを進めていきます。</p> <p>共にささえる 快適で人間性豊かな都市空間を形成するには、八女市への愛着を持った市民、事業者、行政による協働の都市づくり活動が不可欠であり、協働を基本とした都市づくりを進めていきます。 また個々の地域単位ではなく、地域間の連携・協働による都市づくり活動を促進することにより、その効果を一層大きく確かなものとしていきます。併せて、市街地や田園、自然環境などの都市を構成する各要素が共生した都市づくりを進めていきます。</p>	<p>歴史や自然の中で 風光明媚な自然、豊かな田園、清らかな水、いにしえからの史跡、これらに育まれた伝統工芸・芸能・文化などは貴重な地域資源であり、八女の宝です。これらの地域資源を大事に（継承、再生）しながら、からの八女の市の発展に積極的に生かす都市づくりを進めていきます。</p> <p>夢や希望を持って共に支えあう 快適で人間性豊かな都市空間を形成するには、将来を担う若者から多世代の市民、事業者、行政が協働して夢や希望のある都市づくりが不可欠です。 そのため、広域な市域で営まれる個々の地域単位の活動だけではなく、地域間の連携・協働による都市づくり活動を促進することにより、その効果を一層大きく確かなものとしていきます。 併せて、市街地や田園、自然環境などの都市を構成する各要素が共生した都市づくりを進めていきます。</p>
<p>新しい生活文化 明るい未来の八女市を創造していくためには、これまでの八女の歴史を振り返りながら、守るべきものは守り、変えるべきものは変えていくことが必要と考えられます。 価値観の多様化する時代の中で“本当に住みたい！”と思える都市を創るために、例えば、郊外部においては、ゆとりある規模で田園居住型の豊かな暮らしを実現したり、また市街地内においては、古い町家におしゃれに住める空間形成を図るなど、八女の文化と協調しつつ、新しい価値観に対応した新たな個性を育む市街地づくりを進めていきます。</p>	<p>誰もが心豊かに持続的に暮らせる 明るい未来の八女市を創造していくためには、これまでの八女の歴史を振り返りながら、守るべきものは守り、変えるべきものは変えていくことが必要と考えられます。 都市間競争の中で“ここで暮らしたい！”と思える都市を創るために、都市機能を享受できる便利な暮らしや、豊かな自然を有する田園環境の中の暮らしといったそれぞれのステージで、心豊かに住み続けることができる都市づくりを進めていきます。</p>
<p>発信 今後、都市間競争がますます厳しくなると予想されるなか、個性を伸ばす都市づくりを展開するだけでなく、積極的に情報発信を行うことにより、人口の定着や観光などの新たな基幹産業の創出を進めていきます。</p>	<p>まるごと生活文化 広域な行政区域の中にあって中心となる市街地部や地域拠点および山あい等に点在する集落等の生活拠点をまるごと含めて（連携して）生活や文化を創造する都市づくり進めて行きます。</p>
<p>故郷(とし) 八女の豊かな自然、美しく実り豊かな農村、いにしえからの歴史遺産、歴史に培われた市街地は八女市民のみならず、ひいては福岡県民の貴重な財産と考えられます。八女市民の故郷としてだけではなく、すべての人の故郷として共感できるような、豊かで美しく安らぎのある都市づくりを進めていきます。</p>	<p>故郷(とし) 八女の豊かな自然、美しく実り豊かな農村、いにしえからの歴史遺産、歴史に培われた市街地は八女市民のみならず、ひいては福岡県民の貴重な財産と考えられます。八女市民の故郷としてだけではなく、すべての人の故郷として共感できるような、豊かで美しく安らぎのある都市づくりを進めていきます。</p>
<p>【アンケート調査】※都市づくりに関する主なキーワード 「持続可能」、「環境にやさしい」、「地域色」、「誇り」、「地域資源」、「交流と連携」、「つなぐ」、「交流ネットワーク」、「結びつき」、「地域共生」、「自立と協働」、「都市機能」</p>	
<p>【第5次八女市総合計画】 ■誰もが住み慣れたまちで、自分らしく、心豊かに安心して暮らすことができるまちをつくる</p>	
<p>【立地適正化計画】 ■文化的でゆたかな中心拠点と安心して暮らせる拠点間の交流を公共交通ネットワークで支える連携型のコンパクトな都市構造</p>	

3. 都市づくりの目標

(1) 都市整備の基本的な考え方

○都市づくりの基本理念を踏まえ、どのように都市の整備を進めていくかについて基本的な考え方を以下のように定めます。

①中心拠点における都市機能の維持・向上

市役所本庁周辺を中心とした市街地を都市の中心として、広く市民が利用するとともに周辺自治体にも求められる都市機能を配置し、賑わいのある「中心拠点」の形成を図ります。

②地域拠点・生活拠点における都市機能の維持・向上

旧町村の支所周辺を中心とした範囲において、中心拠点の補完機能や、日常的な行政サービス機能が維持・向上されるように一定の利便性を図る「地域（生活）拠点」の形成を図ります。

③市内拠点間および市外との交流にかかる連携軸の形成

鉄道網が配置されていない本市では、路線バス交通が主な公共交通手段となるため「中心拠点」と「地域（生活）拠点」、あるいは本市と周辺市町村とを結ぶ交通網を整備し、拠点間の連携を持続的に確保する「連携軸」の形成を目指します。

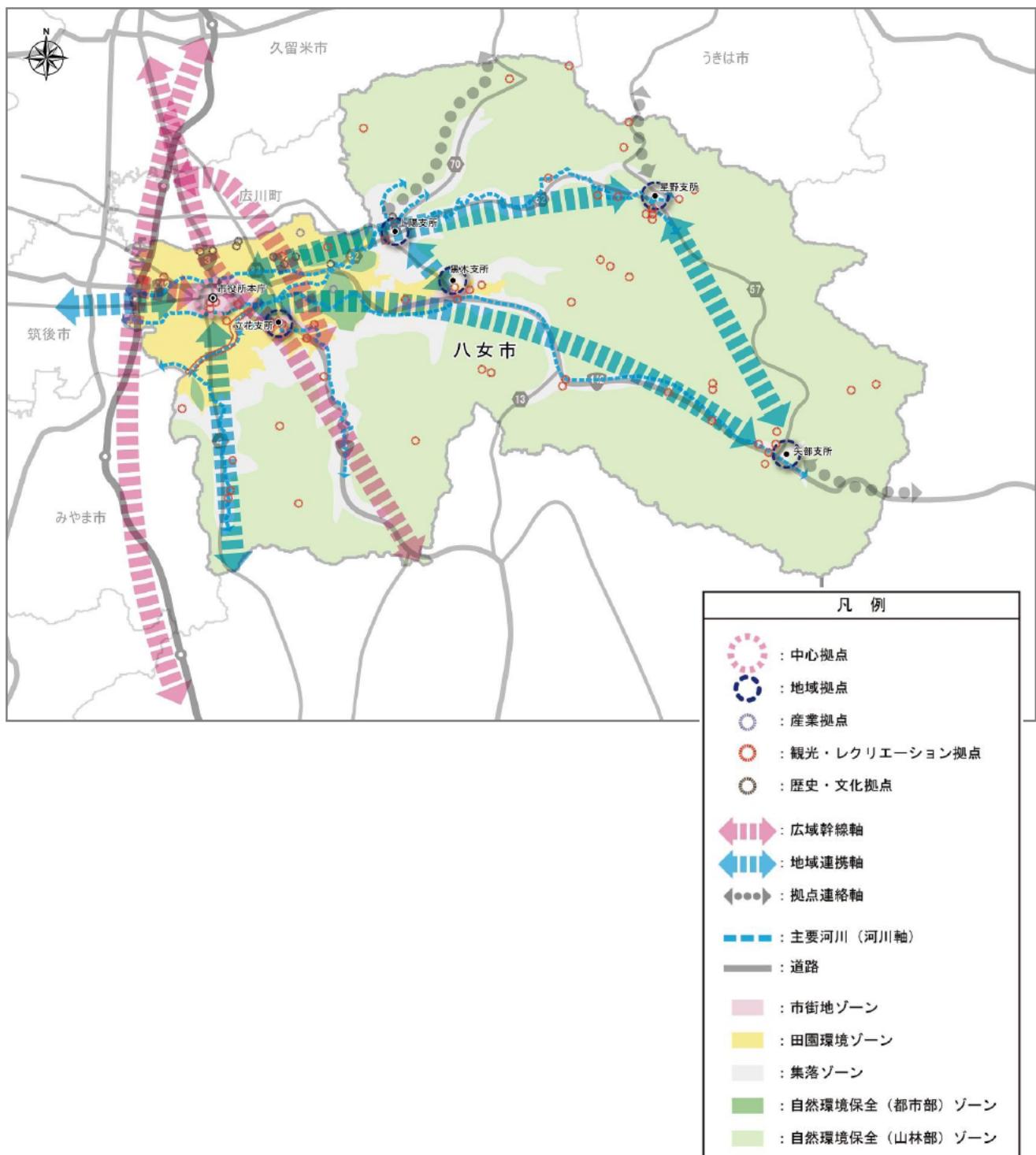
④まちの魅力・活力を支える土地利用の形成

広大な面積を有する本市では、さまざまな特色を活かしたまちづくり方針を示し、今後予見されるまちの衰退を抑制するだけでなく、同時にまちの魅力・活力を維持し続けるためにも、「市街化ゾーン」「都市機能誘導ゾーン」「田園環境ゾーン」「自然環境保全ゾーン」といった各地の役割を明確にした「土地利用」の形成を図ります。

(2) 将来都市構造

○本市が目指すのは、以下のとおり多核連携型の将来都市構造です。

拠点・軸・ゾーンの方向性とその機能についての説明は、次のページに掲載しています。



▲八女市の将来都市構想図（全域）

○ 拠点の位置づけ

方向性	機能	
<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁などの広域的な都市機能や伝統的建造物群保存地区などを中心とした既存市街地を「中心拠点」として位置づけます。 支所周辺の比較的まとまった既存集落や都市機能が集積する地域を「地域拠点」と位置づけ、一定の都市機能を相互に補完できるように設定します。 	中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能 都心生活機能（高齢者対応や古い町家の複合活用、空地の有効活用など） 近隣商業機能など
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 田園居住型生活機能 近隣商業機能 支所等の行政機能集積地周辺など
	産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地、農産物生産拠点など
	観光・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 総合公園、運動公園・べんがら村 伝統工芸館・ほたると石橋の館 星のふるさと公園・石積みの棚田など
	歴史・文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> 古墳・名所、旧跡（懐良親王墓所）など

○ 軸の位置づけ

方向性	機能	
<ul style="list-style-type: none"> 国道3号※および国道442号を骨格的な交通軸として位置づけます。 ※国道3号バイパス（広川～八女）は計画の熟度に応じて対象とします。 新しい生活文化発信拠点の位置する環状道路内においては、生活と文化が融合し、多様な世代が安心して生き生きと生活できる空間形成を目指し、極力、通過交通が入り込まない交通軸形成を進めます。 北部の丘陵地と古墳を広域的に連携する新たな観光軸形成を図ります。 	広域幹線軸 (主要幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点間や市外と連絡する交通軸
	地域連携軸 (幹線道路)	
	拠点連絡軸 (補助幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> 主要な施設を連絡する交通軸
	河川軸	<ul style="list-style-type: none"> 矢部川・星野川・山ノ井川 中の井川・花宗川など
	歴史回廊	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市から熊本県菊池市に至る広域的な回遊を促す歴史的な回廊軸

○ ゾーンの位置づけ

方向性	機能		
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法、景観法や各種法制度の柔軟な運用により市街地、田園、自然地の枠組みを明確化し、コンパクトな共生・調和型の都市づくりに努めます。 現在の用途地域内に位置する農地については、可能な限り農地としての保全を図りつつ、後継者の不在等で低未利用地（耕作放棄地等）化しないよう、防災面にも配慮し、必要に応じて市街化を進めることで外縁部への市街地の拡大を防止します。 	市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な市街地を形成するため用途地域が設定されている区域 市役所新庁舎の更新にともなって周辺に子育て環境や買い物等の複合的な機能形成をすすめる区域 	
	都市機能誘導ゾーン		
	田園環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 水田や畑など豊かな田園環境の維持・保全を基本に、これらと共生・調和する田園集落としてゆとりある環境整備を図る区域 	
	自然環境保全ゾーン	都市部	<ul style="list-style-type: none"> 北東部の丘陵地において自然地が連続し、豊かな生態系を育む維持すべき自然環境がある区域
		山林部	<ul style="list-style-type: none"> 矢部川県立自然公園を含む東部の豊かな山林がある区域

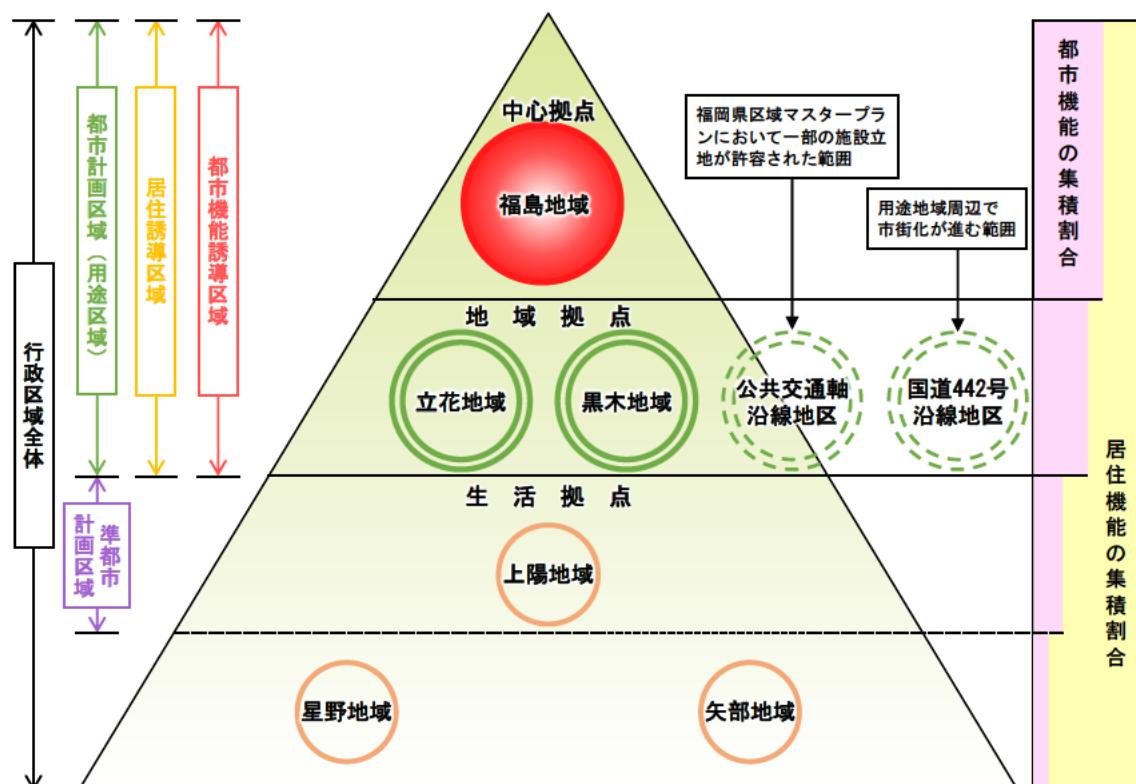
○ 立地適正化計画との関連性について

立地適正化計画では、将来都市構造で設定した3つの拠点（中心拠点、地域拠点、生活拠点）を中心とした周辺に都市機能誘導区域を設定しています。

公共交通軸沿線地区については、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて公共交通軸が重要な役割を担うことから、立地適正化計画においては都市機能誘導施設の立地を許容する地区として位置づけます。

また、国道442号沿線地区についても、近年、八女市の中で特に施設立地が顕著であることから、拠点性の高い地区として、同様の位置づけとします。

なお、公共交通軸沿線地区への大規模集客施設の立地方針[※]については、福岡県の都市計画区域マスター プランに従います。



▲都市計画マスタープランで示す拠点と立地適正化計画での都市機能誘導イメージ

【参考】筑後都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針

〔公共交通軸の沿線における土地利用の方針〕

広域拠点または拠点の都市機能を補完^{※5}する目的で、公共交通軸の沿線において駅やバス停に接軸^{※6}する大規模集客施設について、その立地を許容します。

なお、基幹公共交通軸以外の公共交通軸の沿線において許容する施設は、原則として^{※7}床面積10,000m²以下の商業施設等の大規模集客施設とします。

※5 立地する大規模集客施設の規模等に応じて、近接の広域拠点もしくは拠点において用地の確保が困難な場合をいう。

※6 駅やバス停から直接接続する施設に至るまでの経路等において、利用者が自動車動線との平面交差がなく、安全で快適に移動できること等が担保されたものをいう。

※7 公共交通軸沿線であって、かつ広域交通（例：高速バス）とも直結したものなどについては、広域拠点に立地を誘導する施設と同程度とします。